

内部通報(ヘルプライン)規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人 Soil(以下「当財団」という。)が不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び当財団に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当財団の役員及び職員(臨時雇用者、契約社員その他これらに準ずる者を含む。以下「役職員」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 当財団又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員(当財団が行う事業に直接的又は間接的に関係する者及び当財団の役員若しくは職員であった者を含む。以下「通報資格者」という。)は、本規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2 通報等を行った者(以下「通報者」という。)、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員(以下「通報者等」という。)は、本規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った通報資格者は、本規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

4 通報資格者は、不正に利益を得る目的、当財団若しくは第三者に損害を与える目的その他不正な目的で通報等を行ってはならない。

(通報等の方法)

第4条 通報資格者は、次に掲げるヘルプラインの窓口(以下「ヘルプライン窓口」という。)に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途通報資格者が知り得る方法により周知する(又は、別途通知・公表する)。

- (1) 代表理事
- (2) 監事
- (3) 事務局長

第2章 通報等への対応

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、次条以下の規定に従い、その対応を行うものとする。

2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにした上、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容(通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下「通報者特定情報」という。))を除く。)を、直ちに代表理事に報告する。ただし、当該通報等が代表理事に係るものである場合には、監事に報

告する。

2 前項の報告を受けた代表理事(前項ただし書の場合は監事)は、自ら又は指名する役職員に通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)を行わせるものとする。ただし、事案の性質上必要と認めるときは、外部の専門家の意見を求める等、適切な方法によることができる。

3 通報等調査の対象に係る役職員は、当該通報等調査に関与してはならない。

4 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。

5 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。

6 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含む当財団の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役職員は、前各項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した役職員(以下「調査担当者」という。)は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けたヘルプライン窓口及び代表理事(前条第1項ただし書の場合は監事)に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 ヘルプライン窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 代表理事(第6条第1項ただし書の場合は監事)は、通報等調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、速やかに事実関係を確認し、当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 代表理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要(ただし、通報者等の氏名を除く。)を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 調査担当者は、通報者等の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、その内容及び証拠等を記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第6項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されないことがないよう留意するものとする。

2 ヘルプライン窓口、調査担当者その他通報等に係る情報を取得した役職員は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。

3 役職員は、ヘルプライン窓口又は調査担当者に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 当財団の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の

報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。ただし、通報者等が第3条第4項の規定に違反して不正な目的で通報等を行った場合は、この限りでない。

(懲戒等)

第11条 第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏えいした場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 前項の懲戒処分の内容は、役員(監事を除く。以下本条において同じ。)については戒告とし、職員については就業規則の定めるところによる。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については代表理事がこれを行う。

(内部通報制度に関する教育)

第12条 当財団は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度について研修等により周知徹底を図るものとする。

第3章 補則

(細則)

第13条 本規程を実施するために必要な事項については、代表理事が別に定める。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和8年6月22日から施行する。

(別表)

本規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全若しくは健康を害し、又はそのおそれのある行為(ハラスメントを含む。)
- 3 就業規則その他当財団の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。)
- 4 当財団の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他当財団、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上